

◆河川法に基づく許可申請の概要◆

河川法に基づく許可とは？

河川は基本的に自由使用ですが、河川区域において土地の占用並びに工作物の設置等を行う場合は、河川法に基づく許可が必要となります。水面下、上空、地下についても対象範囲となります。このうち、県では一級河川の指定区間及び二級河川における行為について申請を受け付けています。

河川法に基づく許可の種類

河川法に基づく許可のうち、主なものには次の種類があります。

- ① 第24条（土地の占用の許可）……河川区域内の土地を独占排他的に占有する場合
- ② 第26条（工作物の新築等の許可）…河川区域内で橋梁や排水管などの工作物を設置する場合

※ これらの許可に関しては河川法の規定をご参照下さい。なお、上記以外にも許可を必要とする行為がありますので事前にご相談下さい。

申請の流れ

1 事前相談

申請前に事前相談を行い、内容、提出書類等について事務管理、技術管理の観点から話し合いを行います。なお、行為の内容によっては許可できない場合があります。

2 申請書類の提出

別表を参照して下さい。

※申請に際して、河川区域が不明である場合は現地立会のうえ境界確認を行います。

3. 許可後に必要な届について

次のとおり届を提出して下さい。

| 提出時 | 提出する届 | 備考 |
|-----|-------|------------------|
| 着工時 | 工事着工届 | |
| 竣工時 | 工事竣工届 | 竣工後の現況写真を提出すること。 |

4. その他

許可に際しては、河川法第32条及び熊本県流水占用料等徴収条例に基づき、それぞれ河川敷占用料、土石採取料がかかる場合があります。

お問い合わせ・提出先

熊本県県央広域本部宇城地域振興局

土木部 維持管理調整課

〒869-0532

熊本県宇城市松橋町久具 400-1

直通電話 0964-32-2110

FAX 0964-32-5124

Email : udoiji25@pref.kumamoto.lg.jp

提出書類一覧

【別表】

| 許可の種類 | | 第24条 | 第26条 | 備考 |
|-------|-----------------------|---------|------|----------------------------------|
| 提出書類 | | | | |
| 1 | 許可申請書 (別記様式第八) | ○ | ○ | |
| 2 | 土地の占用 (乙の2) | ○ | | |
| 3 | 工作物の新築、改築、除却 (乙の4) | | ○ | |
| 4 | 位置図 | ○ | ○ | 地図(グーグル、ゼンリン等)に申請地を赤○で表示すること。 |
| 5 | 付近見取り図 | ○ | ○ | 住民地図等に申請地を赤○で表示すること。 |
| 8 | 字図 | ○ | ○ | 法務局の備え付けの公図の写しで、転写年月日があるもの。 |
| 9 | 河川平面図 | ○ | ○ | 現況平面図及び計画平面図 (縮尺500分の1以上) |
| 10 | 河川断面図 | ○ | ○ | 現況縦横断面図及び計画縦横断面図 (縮尺500分の1以上) |
| 11 | 構造図 | (○) | ○ | 構造図の詳細図、平面図、断面図 (縮尺100分の1以上) |
| 12 | 現況写真 | ○ | ○ | 申請地及び付近の現況が把握できるもの。 |

◆留意事項◆

- ・上表の書類を各2部提出して下さい。(1部は控えとして許可書とともにお返しします。)
 - ・必要に応じて上表以外の書類を提出していただくことがあります。
- ・河川法第26条の許可申請を行うときは、同時に第24条の許可申請も必要となります。その際、(乙の2)については提出の必要はありません。なお、重複する書類については2部提出していただければ結構です。